

鳥取県行政組織規則の一部改正について

1 規則の改正理由

県民の視点に立った組織体制を確立し、新たな行政需要に対応するため、くらしの安心局を設置し、及び内部組織及び所掌事務を定める等、本庁の局等及び課等の整備を行うとともに、福原荘、栽培漁業センターを廃止する等地方機関を見直し、併せて附属機関の庶務担当機関を改める等県の行政組織を改正する。

2 規則の概要

(1) 鳥取県行政組織規則の一部改正

ア 本庁に関する事項

- (ア) 生活環境部くらしの安心局を新設する。
- (イ) 総務部庶務集中局を廃止する。
- (ウ) 次に掲げる課等を新設する。
  - a 企画部政策企画総室
  - b 企画部地域づくり支援局中山間地域振興室
  - c 福祉保健部子ども発達支援室
  - d 生活環境部砂丘事務所
  - e 商工労働部政策室
  - f 商工労働部雇用人材総室
  - g 農林水産部森林・林業総室
- (エ) 次に掲げる課等を再編する。
  - a 企画部地域づくり支援局移住定住促進課を企画部地域づくり支援局移住定住促進室に改める。
  - b 生活環境部くらしの安心推進課を生活環境部くらしの安心局くらしの安心推進課に改める。
  - c 生活環境部消費生活センターを生活環境部くらしの安心局消費生活センターに改める。
  - d 生活環境部住宅政策課を生活環境部くらしの安心局住宅政策課に改める。
  - e 商工労働部経済・雇用政策総室を商工労働部経済通商総室に改める。
  - f 商工労働部産業振興戦略総室を商工労働部産業振興総室に改める。
- (オ) 次に掲げる課等を廃止する。
  - a 総務部庶務集中局指導管理課
  - b 総務部庶務集中局集中業務課
  - c 企画部政策企画課
  - d 企画部次世代改革室
  - e 農林水産部林政課
  - f 農林水産部森林保全課

イ 附属機関に関する事項

- (ア) 鳥取県生活衛生営業審議会、鳥取県クリーニング師試験委員、鳥取県調理師試験委員、鳥取県ふぐ処理師試験委員、鳥取県犯罪のないまちづくり協議会及び鳥取県交通安全対策会議の庶務担当機関をくらしの安心局くらしの安心推進課（現行 くらしの安心推進課）に変更する。
- (イ) 鳥取県消費生活審議会の庶務担当機関をくらしの安心局消費生活センター（現行 消費生活センター）に変更する。
- (ウ) 鳥取県建築審査会及び鳥取県建築士審査会の庶務担当機関をくらしの安心局住宅政策課（現行 住宅政策課）に変更する。
- (エ) 鳥取県中小企業調停審議会及び鳥取県大規模小売店舗立地審議会の庶務担当機関を経済通商総室（現行 経済・雇用政策総室）に変更する。
- (オ) 地方独立行政法人鳥取県産業技術センター評価委員会の庶務担当機関を産業振興総室（現行 産業

振興戦略総室)に変更する。

(カ) 鳥取県森林審議会の庶務担当機関を森林・林業総室(現行 林政課)に変更する。

ウ 地方機関に関する事項

(ア) 東部総合事務所県土整備局の鳥取環状道路建設推進室を廃止する。

(イ) 中部総合事務所農林局の大規模基盤整備室を基盤整備室に改める。

(ウ) 日野総合事務所県民局企画総務課及び県民課を廃止し、企画県民室、庶務会計チーム及び商工観光チームを新設する。

(エ) 福原荘を廃止する。

(オ) 栽培漁業センターを廃止し、水産試験場に沿岸漁業部を置く。

エ その他

内部組織、所掌事務、職制等について所要の規定の整備を行う。

(2) 関係規則の一部改正

次の規則について、(1)に伴う所要の規定の整備を行う。

ア 鳥取県建築士法施行細則

イ 鳥取県宅地建物取引業法施行細則

ウ 鳥取県訓練手当支給規則

エ 鳥取県貸金業法施行細則

オ 鳥取県中小企業高度化資金等貸付規則

カ 鳥取県営林極印取扱規則

(3) 施行期日は、平成21年4月1日とする。